

令和5年第4回摂津市議会定例会

議案参考資料
(条例関係)

令和5年12月4日提出

摂 津 市

目次

議案第74号	摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例等の一部を改正する 条例制定の件	・・・	1
議案第75号	摂津市一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市会計年度任用職員の 勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	7
議案第76号	摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	22
議案第77号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	24
議案第78号	摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	40

摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(給与の種類)</p> <p>第 4 条 フルタイム会計年度任用職員の給与は、給料、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、期末手当及び通勤手当とする。</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員の給与は、報酬<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 16 条 期末手当は、摂津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 31 年条例第 13 号。<u>第 5 項において「給与条例」という。</u>)第 23 条第 1 項に規定する基準日(以下この項から第 3 項までにおいて「基準日」という。)にそれぞれ在職する 6 か月以上の任期を定められた会計年度任用職員(これに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項において同じ。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。それぞれの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した 6 か月以上の任期を定められ</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第 4 条 フルタイム会計年度任用職員の給与は、給料、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び通勤手当とする。</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員の給与は、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 16 条 期末手当は、摂津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 31 年条例第 13 号。<u>以下「給与条例」という。</u>)第 23 条第 1 項に規定する基準日(以下この項から第 3 項までにおいて「基準日」という。)にそれぞれ在職する 6 か月以上の任期を定められた会計年度任用職員(これに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項において同じ。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。それぞれの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した 6 か月以上の任期を定められた会計年度</p>

た会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。

2～5 略

任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。

2～5 略

(勤勉手当)

第 16 条の 2 勤勉手当は、給与条例第 24 条第 1 項に規定する基準日(以下この項及び第 3 項において「基準日」という。)にそれぞれ在職する 6 か月以上の任期を定められた会計年度任用職員(これに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項において同じ。)に対し、当該会計年度任用職員の基準日以前における直近の業績評価(会計年度任用職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。)の結果及び基準日以前 6 か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。それぞれの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した 6 か月以上の任期を定められた会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に 100 分

(地域手当等の支給方法)

第 17 条 地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当の支給方法に関し必要な事項は、規則で定める。

の 102.5 を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、フルタイム会計年度任用職員及び基本報酬を月額で定められたパートタイム会計年度任用職員にあってはそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡したこれらの会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてこれらの会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額又は基本報酬の額とし、基本報酬を時間額で定められたパートタイム会計年度任用職員にあってはそれぞれの基準日以前 6 か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の 1 か月当たりの平均額とする。

4 勤勉手当の支給停止及び支給の一時差止めについては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(地域手当等の支給方法)

第 17 条 地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、規則で定める。

摂津市職員の育児休業等に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)</u>を除く。)のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(<u>会計年度任用職員</u>を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日(給与条例第10条第1項に規定する職員の昇給を行う日として規則で定める日)をいう。以下</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)</u>を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日(給与条例第10</p>

この条において同じ。)又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

条第 1 項に規定する職員の昇給を行う日として規則で定める日をいう。以下この条において同じ。)又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第 20 条 企業職員で地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 第 3 条、第 7 条、第 9 条から第 13 条まで、第 15 条、第 18 条、第 19 条の 2 及び第 19 条の 3 の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、第 11 条第 2 項ただし書中「次」とあるのは「地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号」と、第 18 条第 1 項中「場合」とあるのは「場合(管理者が定める場合を除く。)」と、<u>第 19 条の 3 中「第 15 条第 2 項及び第 16 条第 2 項」とあるのは「第 15 条第 2 項」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第 20 条 企業職員で地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当、勤勉手当</u>及び退職手当とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 第 3 条、第 7 条、第 9 条から第 13 条まで、第 15 条、<u>第 16 条</u>、第 18 条、第 19 条の 2 及び第 19 条の 3 の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、第 11 条第 2 項ただし書中「次」とあるのは「地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号」と、第 18 条第 1 項中「場合」とあるのは「場合(管理者が定める場合を除く。)」と読み替えるものとする。</p>

摂津市一般職の職員の給与に関する条例（抄）（第1条関係）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(期末手当) 第23条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>5～8 略</p> <p>(勤勉手当) 第24条 略</p>	<p>(期末手当) 第23条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>5～8 略</p> <p>(勤勉手当) 第24条 略</p>

2 略

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 100 を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 47.5 を乗じて得た額の総額

3～6 略

2 略

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 105 を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 50 を乗じて得た額の総額

3～6 略

76	238.700	289.600	335.200	369.000	378.200	402.300	441.800
77	239.300	289.800	335.500	369.300	378.700	402.600	442.200
78	240.000	290.100	336.000	369.900	379.300	402.900	442.600
79	240.700	290.300	336.400	370.600	379.900	403.200	443.000
80	241.200	290.700	336.900	371.200	380.600	403.500	443.300
81	241.700	290.900	337.300	371.500	381.000	403.800	443.600
82	242.300	291.100	337.800	372.100	381.700	404.100	444.000
83	242.900	291.500	338.300	372.800	382.300	404.400	444.300
84	243.400	291.800	338.800	373.400	382.900	404.700	444.600
85	243.900	292.100	339.100	373.800	383.300	405.000	444.900
86	244.500	292.400	339.500	374.300	383.900	405.300	
87	245.100	292.700	340.000	374.900	384.500	405.600	
88	245.600	293.100	340.400	375.400	385.100	405.900	
89	246.100	293.400	340.700	375.900	385.500	406.100	
90	246.600	293.800	341.100	376.500	386.000	406.400	
91	246.900	294.100	341.600	377.000	386.500	406.700	
92	247.300	294.500	342.000	377.300	387.100	407.000	
93	247.600	294.700	342.200	377.700	387.400	407.200	
94		294.900	342.600	378.200	387.800	407.500	
95		295.200	343.100	378.600	388.200	407.800	
96		295.600	343.500	379.000	388.600	408.000	
97		295.800	343.700	379.400	388.900	408.200	
98		296.100	344.100	379.900	389.200	408.500	
99		296.500	344.500	380.300	389.500	408.800	
100		296.900	344.800	380.700	389.800	409.000	
101		297.100	345.100	381.000	390.000	409.200	
102		297.400	345.500		390.300	409.500	
103		297.800	345.900		390.600	409.800	
104		298.100	346.300		390.800	410.000	
105		298.300	346.800		391.000	410.200	
106		298.600	347.200		391.300		
107		299.000	347.600		391.600		
108		299.300	348.000		391.800		
109		299.500	348.500		392.000		
110		299.900	348.900		392.300		
111		300.300	349.200		392.600		
112		300.600	349.500		392.800		
113		300.800	350.000		393.000		
114		301.000					
115		301.300					
116		301.700					

76	242.300	291.000	336.300	370.000	379.300	403.500	443.100
77	242.800	291.200	336.600	370.300	379.800	403.800	443.500
78	243.300	291.500	337.100	370.900	380.400	404.100	443.900
79	243.800	291.700	337.500	371.600	381.000	404.400	444.300
80	244.300	292.000	337.900	372.200	381.700	404.700	444.600
81	244.700	292.200	338.300	372.500	382.100	405.000	444.900
82	245.200	292.400	338.800	373.100	382.800	405.300	445.300
83	245.600	292.700	339.300	373.800	383.400	405.600	445.600
84	246.000	292.900	339.800	374.400	384.000	405.900	445.900
85	246.400	293.200	340.100	374.800	384.400	406.200	446.200
86	246.800	293.500	340.500	375.300	385.000	406.500	
87	247.200	293.800	341.000	375.900	385.600	406.800	
88	247.600	294.100	341.400	376.400	386.200	407.100	
89	248.000	294.400	341.700	376.900	386.600	407.300	
90	248.500	294.800	342.100	377.500	387.100	407.600	
91	248.800	295.100	342.600	378.000	387.600	407.900	
92	249.100	295.500	343.000	378.300	388.200	408.100	
93	249.400	295.700	343.200	378.700	388.500	408.300	
94		295.900	343.600	379.200	388.900	408.600	
95		296.200	344.100	379.600	389.300	408.900	
96		296.600	344.500	380.000	389.700	409.100	
97		296.800	344.700	380.400	390.000	409.300	
98		297.100	345.100	380.900	390.300	409.600	
99		297.500	345.500	381.300	390.600	409.900	
100		297.900	345.800	381.700	390.800	410.100	
101		298.100	346.100	382.000	391.000	410.300	
102		298.400	346.500		391.300	410.600	
103		298.800	346.900		391.600	410.900	
104		299.100	347.300		391.800	411.100	
105		299.300	347.800		392.000	411.300	
106		299.600	348.200		392.300		
107		300.000	348.600		392.600		
108		300.300	349.000		392.800		
109		300.500	349.500		393.000		
110		300.900	349.900		393.300		
111		301.300	350.200		393.600		
112		301.600	350.500		393.800		
113		301.800	351.000		394.000		
114		302.000					
115		302.300					
116		302.700					

	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

別表第3(第3条の3関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	<u>376,000</u>
2	<u>422,000</u>
3	<u>472,000</u>
4	<u>533,000</u>

	117		302,900							
	118		303,100							
	119		303,400							
	120		303,700							
	121		304,100							
	122		304,300							
	123		304,600							
	124		304,900							
	125		305,200							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400

別表第3(第3条の3関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	<u>380,000</u>
2	<u>427,000</u>
3	<u>477,000</u>
4	<u>539,000</u>

摂津市一般職の職員の給与に関する条例（抄）（第2条関係）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(期末手当) 第23条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>5～8 略</p> <p>(勤勉手当) 第24条 略</p>	<p>(期末手当) 第23条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>5～8 略</p> <p>(勤勉手当) 第24条 略</p>

2 略

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 105 を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 50 を乗じて得た額の総額

3～6 略

2 略

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 102.5 を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 48.75 を乗じて得た額の総額

3～6 略

摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例（抄）（第3条関係）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案																												
<p>(期末手当) 第16条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略</p> <p>別表(第5条関係) フルタイム会計年度任用職員給料表</p>	<p>(期末手当) 第16条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略</p> <p>別表(第5条関係) フルタイム会計年度任用職員給料表</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>150,100</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>151,200</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>152,400</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>153,500</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>154,600</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>150,100</u>	2	<u>151,200</u>	3	<u>152,400</u>	4	<u>153,500</u>	5	<u>154,600</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>162,100</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>163,200</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>164,400</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>165,500</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>166,600</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>162,100</u>	2	<u>163,200</u>	3	<u>164,400</u>	4	<u>165,500</u>	5	<u>166,600</u>
号給	給料月額																												
	円																												
1	<u>150,100</u>																												
2	<u>151,200</u>																												
3	<u>152,400</u>																												
4	<u>153,500</u>																												
5	<u>154,600</u>																												
号給	給料月額																												
	円																												
1	<u>162,100</u>																												
2	<u>163,200</u>																												
3	<u>164,400</u>																												
4	<u>165,500</u>																												
5	<u>166,600</u>																												

6	<u>155,700</u>
7	<u>156,800</u>
8	<u>157,900</u>
9	<u>158,900</u>
10	<u>160,300</u>
11	<u>161,600</u>
12	<u>162,900</u>
13	<u>164,100</u>
14	<u>165,600</u>
15	<u>167,100</u>
16	<u>168,700</u>
17	<u>169,800</u>
18	<u>171,200</u>
19	<u>172,600</u>
20	<u>174,000</u>
21	<u>175,300</u>
22	<u>177,800</u>
23	<u>180,300</u>
24	<u>182,800</u>
25	<u>185,200</u>
26	<u>186,900</u>
27	<u>188,500</u>
28	<u>190,200</u>
29	<u>191,700</u>
30	<u>193,400</u>
31	<u>195,200</u>
32	<u>196,900</u>
33	<u>198,500</u>
34	<u>200,300</u>
35	<u>202,100</u>
36	<u>203,900</u>

6	<u>167,700</u>
7	<u>168,800</u>
8	<u>169,900</u>
9	<u>170,900</u>
10	<u>172,300</u>
11	<u>173,600</u>
12	<u>174,900</u>
13	<u>176,100</u>
14	<u>177,600</u>
15	<u>179,100</u>
16	<u>180,700</u>
17	<u>181,800</u>
18	<u>183,200</u>
19	<u>184,600</u>
20	<u>186,000</u>
21	<u>187,300</u>
22	<u>189,600</u>
23	<u>191,800</u>
24	<u>194,000</u>
25	<u>196,200</u>
26	<u>197,900</u>
27	<u>199,400</u>
28	<u>200,900</u>
29	<u>202,400</u>
30	<u>203,800</u>
31	<u>205,200</u>
32	<u>206,600</u>
33	<u>208,000</u>
34	<u>209,700</u>
35	<u>211,400</u>
36	<u>212,900</u>

37	<u>205,400</u>
38	<u>207,200</u>
39	<u>209,000</u>
40	<u>210,800</u>
41	<u>212,400</u>
42	<u>214,200</u>
43	<u>216,000</u>
44	<u>217,800</u>
45	<u>219,200</u>
46	<u>221,000</u>
47	<u>222,700</u>
48	<u>224,500</u>
49	<u>226,100</u>
50	<u>227,800</u>
51	<u>229,400</u>
52	<u>230,900</u>
53	<u>232,200</u>
54	<u>233,800</u>
55	<u>235,400</u>
56	<u>236,900</u>
57	<u>237,900</u>
58	<u>239,400</u>
59	<u>240,700</u>
60	<u>241,900</u>
61	<u>243,100</u>
62	<u>244,100</u>
63	<u>245,100</u>
64	<u>246,100</u>
65	<u>247,200</u>
66	<u>248,100</u>
67	<u>249,000</u>

37	<u>214,400</u>
38	<u>216,200</u>
39	<u>217,900</u>
40	<u>219,600</u>
41	<u>221,100</u>
42	<u>222,600</u>
43	<u>224,100</u>
44	<u>225,600</u>
45	<u>226,800</u>
46	<u>228,200</u>
47	<u>229,600</u>
48	<u>231,000</u>
49	<u>232,400</u>
50	<u>234,000</u>
51	<u>235,500</u>
52	<u>236,900</u>
53	<u>238,100</u>
54	<u>239,700</u>
55	<u>241,200</u>
56	<u>242,600</u>
57	<u>243,600</u>
58	<u>245,100</u>
59	<u>246,400</u>
60	<u>247,600</u>
61	<u>248,700</u>
62	<u>249,700</u>
63	<u>250,600</u>
64	<u>251,500</u>
65	<u>252,400</u>
66	<u>253,300</u>
67	<u>254,100</u>

68	<u>250,000</u>
69	<u>250,900</u>
70	<u>252,200</u>
71	<u>253,400</u>
72	<u>254,700</u>
73	<u>256,000</u>
74	<u>257,400</u>
75	<u>258,600</u>
76	<u>259,800</u>
77	<u>260,900</u>
78	<u>262,100</u>
79	<u>263,400</u>
80	<u>264,500</u>
81	<u>265,600</u>
82	<u>266,600</u>
83	<u>267,800</u>
84	<u>268,900</u>
85	<u>269,900</u>
86	<u>270,900</u>
87	<u>272,000</u>
88	<u>273,100</u>
89	<u>274,000</u>
90	<u>275,000</u>
91	<u>275,900</u>
92	<u>277,000</u>
93	<u>278,100</u>
94	<u>279,100</u>
95	<u>280,000</u>
96	<u>281,000</u>
97	<u>281,500</u>
98	<u>282,400</u>

68	<u>254,900</u>
69	<u>255,600</u>
70	<u>256,700</u>
71	<u>257,900</u>
72	<u>259,000</u>
73	<u>260,200</u>
74	<u>261,400</u>
75	<u>262,500</u>
76	<u>263,600</u>
77	<u>264,700</u>
78	<u>265,800</u>
79	<u>266,900</u>
80	<u>267,900</u>
81	<u>268,900</u>
82	<u>269,900</u>
83	<u>270,900</u>
84	<u>271,800</u>
85	<u>272,700</u>
86	<u>273,600</u>
87	<u>274,500</u>
88	<u>275,400</u>
89	<u>276,300</u>
90	<u>277,200</u>
91	<u>278,100</u>
92	<u>279,000</u>
93	<u>280,000</u>
94	<u>281,000</u>
95	<u>281,900</u>
96	<u>282,800</u>
97	<u>283,300</u>
98	<u>284,000</u>

99	<u>283,100</u>
100	<u>284,000</u>
101	<u>285,000</u>
102	<u>285,800</u>
103	<u>286,600</u>
104	<u>287,400</u>
105	<u>288,200</u>
106	<u>288,700</u>
107	<u>289,100</u>
108	<u>289,600</u>
109	<u>289,800</u>
110	<u>290,100</u>
111	<u>290,300</u>
112	<u>290,700</u>
113	<u>290,900</u>
114	<u>291,100</u>
115	<u>291,500</u>
116	<u>291,800</u>
117	<u>292,100</u>
118	<u>292,400</u>
119	<u>292,700</u>
120	<u>293,100</u>
121	<u>293,400</u>
122	<u>293,800</u>
123	<u>294,100</u>
124	<u>294,500</u>
125	<u>294,700</u>
126	<u>294,900</u>
127	<u>295,200</u>
128	<u>295,600</u>
129	<u>295,800</u>

99	<u>284,700</u>
100	<u>285,600</u>
101	<u>286,600</u>
102	<u>287,400</u>
103	<u>288,200</u>
104	<u>289,000</u>
105	<u>289,700</u>
106	<u>290,200</u>
107	<u>290,600</u>
108	<u>291,000</u>
109	<u>291,200</u>
110	<u>291,500</u>
111	<u>291,700</u>
112	<u>292,000</u>
113	<u>292,200</u>
114	<u>292,400</u>
115	<u>292,700</u>
116	<u>292,900</u>
117	<u>293,200</u>
118	<u>293,500</u>
119	<u>293,800</u>
120	<u>294,100</u>
121	<u>294,400</u>
122	<u>294,800</u>
123	<u>295,100</u>
124	<u>295,500</u>
125	<u>295,700</u>
126	<u>295,900</u>
127	<u>296,200</u>
128	<u>296,600</u>
129	<u>296,800</u>

130	<u>296,100</u>
131	<u>296,500</u>
132	<u>296,900</u>
133	<u>297,100</u>
134	<u>297,400</u>
135	<u>297,800</u>
136	<u>298,100</u>
137	<u>298,300</u>
138	<u>298,600</u>
139	<u>299,000</u>
140	<u>299,300</u>
141	<u>299,500</u>
142	<u>299,900</u>
143	<u>300,300</u>
144	<u>300,600</u>
145	<u>300,800</u>
146	<u>301,000</u>
147	<u>301,300</u>
148	<u>301,700</u>
149	<u>301,900</u>
150	<u>302,100</u>
151	<u>302,400</u>
152	<u>302,700</u>
153	<u>303,100</u>
154	<u>303,300</u>
155	<u>303,600</u>
156	<u>303,900</u>
157	<u>304,200</u>

130	<u>297,100</u>
131	<u>297,500</u>
132	<u>297,900</u>
133	<u>298,100</u>
134	<u>298,400</u>
135	<u>298,800</u>
136	<u>299,100</u>
137	<u>299,300</u>
138	<u>299,600</u>
139	<u>300,000</u>
140	<u>300,300</u>
141	<u>300,500</u>
142	<u>300,900</u>
143	<u>301,300</u>
144	<u>301,600</u>
145	<u>301,800</u>
146	<u>302,000</u>
147	<u>302,300</u>
148	<u>302,700</u>
149	<u>302,900</u>
150	<u>303,100</u>
151	<u>303,400</u>
152	<u>303,700</u>
153	<u>304,100</u>
154	<u>304,300</u>
155	<u>304,600</u>
156	<u>304,900</u>
157	<u>305,200</u>

摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例（抄）（第4条関係）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(期末手当) 第16条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略</p>	<p>(期末手当) 第16条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略</p>

摂津市手数料条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行				改 正 案			
(手数料の種類及び金額) 第2条 略 (1)～(10) 略 (11) 液化石油ガスの保安に関する事務				(手数料の種類及び金額) 第2条 略 (1)～(10) 略 (11) 液化石油ガスの保安に関する事務			
	事務	区分	手数料の額		事務	区分	手数料の額
ア ケ	略	略	略	ア ケ	略	略	略
コ	液化石油ガスの貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	設置の完成検査	31,000 円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に	コ	液化石油ガスの貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	設置の完成検査	31,000 円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同

			適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額に 5,800 円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額を加えた額
		略	略
サ ク セ	略	略	略

備考 略

(12) 略

			法第 8 条第 1 号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額に 5,800 円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額を加えた額
		略	略
サ ク セ	略	略	略

備考 略

(12) 略

摂津市国民健康保険条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第12条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第20条第1項並びに第20条の3第1項及び第2項の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第12条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第20条第1項、第20条の3第1項及び第2項並びに第20条の4第1項及び第2項の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康</p>

(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和 34 年政令第 41 号)第 6 条第 6 項第 1 号から第 3 号までに掲げる額(同項第 1 号に掲げる額については、規則で定める額を除く。)を除く。)の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第 14 条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から

保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和 34 年政令第 41 号)第 6 条第 6 項第 1 号から第 3 号までに掲げる額(同項第 1 号に掲げる額については、規則で定める額を除く。)を除く。)の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第 14 条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項又は第 11 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から

控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項(同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 20 条第 1 項第 1 号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項(同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例

控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項(同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 20 条第 1 項第 1 号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項(同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例

等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。第 20 条第 1 項において「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第 314 条の 2 第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条第 1 項第 1 号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 略

(基礎賦課限度額)

第 15 条の 5 第 13 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 13 条の基礎賦課額と第 15 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 20 条第 1 項において同じ。)は、650,000 円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第 15 条の 5 の 2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第 20 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項並びに第 20 条の 3 第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項及び第 2 項の規定によ

等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。第 20 条第 1 項において「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第 314 条の 2 第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条第 1 項第 1 号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 略

(基礎賦課限度額)

第 15 条の 5 第 13 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 13 条の基礎賦課額と第 15 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。以下同じ。)は、650,000 円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第 15 条の 5 の 2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第 20 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項、第 20 条の 3 第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項及び第 2 項並びに第 20 条

り後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 略

ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課総額)

第15条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第20条第4項において読み替えて準用する同条第1項の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

の4第4項において読み替えて準用する同条第1項及び第2項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 略

ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課総額)

第15条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第20条第4項において読み替えて準用する同条第1項並びに第20条の4第5項において読み替えて準用する同条第1項及び第2項の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号

(1) 略

(2) 略

ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、若しくは1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第13条、第15条の2、第15条の5の3若しくは第15条の5の6の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減

に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 略

ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、若しくは1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第13条、第15条の2、第15条の5の3若しくは第15条の5の6の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減

少した場合を除く。)又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)、第15条の7の額又は第20条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項において読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

少した場合を除く。)又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)、第15条の7の額、第20条第1項各号(同条第3項又は第4項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第20条の3第1項(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する第15条第1項第2号若しくは第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第2項第1号(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する額、第20条の4第1項各号(同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する額又は同条第2項各号(同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に規定する額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第 13 条、第 15 条の 2、第 15 条の 5 の 3 若しくは第 15 条の 5 の 6 の額、第 15 条の 7 の額又は第 20 条第 1 項各号に定める額若しくは同条第 3 項若しくは第 4 項において読み替えて準用する同条第 1 項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第 6 条第 1 号から第 8 号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第 20 条 略

(1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第 313 条第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定を適用せず、所得税法(昭和 40

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第 13 条、第 15 条の 2、第 15 条の 5 の 3 若しくは第 15 条の 5 の 6 の額、第 15 条の 7 の額、第 20 条第 1 項各号に定める額、第 20 条の 3 第 1 項に規定する第 15 条第 1 項第 2 号若しくは第 15 条の 4 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額、第 20 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する額、第 20 条の 4 第 1 項各号に規定する額又は同条第 2 項各号に規定する額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第 6 条第 1 号から第 8 号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第 20 条 略

(1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第 313 条第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定を適用せず、所得税法(昭和 40

年法律第 33 号)第 57 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定の例によらないものとし、山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同条第 4 項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額を

年法律第 33 号)第 57 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定の例によらないものとし、山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項又は第 11 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同条第 4 項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額を

いう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額

いう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額

を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

(2)・(3) 略

2～4 略

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第 20 条の 3 当該年度において、その世帯に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、次項に規定する場合を除き、第 15 条第 1 項第 2 号又は第 15 条の 4 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)を控除して得た額とする。

2 略

(1) 第 15 条第 1 項第 2 号又は第 15 条の 4 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第 20 条第 1 項各号に掲げる納付義務者の区分に応じてそれぞれ

を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

(2)・(3) 略

2～4 略

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第 20 条の 3 当該年度において、その世帯に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、次項に規定する場合を除き、第 15 条第 1 項第 2 号又は第 15 条の 4 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)を控除して得た額とする。

2 略

(1) 第 15 条第 1 項第 2 号又は第 15 条の 4 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第 20 条第 1 項各号に掲げる納付義務者の区分に応じてそれぞれ

れ同項各号アに規定する割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)を控除して得た額

(2) 略

3 略

れ同項各号アに規定する割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)を控除して得た額

(2) 略

3 略

(出産被保険者の保険料の減額)

第20条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、次項に規定する場合を除き、第13条又は第15条の2の基礎賦課額から次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の10の2各号に掲げる場合には、出産の日。第20条の7第3号において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の

翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 当該年度において、第 20 条第 1 項の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第 13 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額から次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が 650,000 円を超える場合には、650,000 円)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第 20 条第 1 項各号に掲げる納付義務者の区分に応じてそれぞれ同項各号アに規定する割合を乗じて得た額を控除して得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のう

ち当該年度に属する月数を乗じて得た額

3 第 15 条第 2 項の規定は、第 1 項各号及び前項各号に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第 2 項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

4 前 3 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項及び第 2 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 13 条又は第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 5 の 3 又は第 15 条の 5 の 6」と、「650,000 円」とあるのは「200,000 円」と、前項中「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 5 の 5 第 2 項」と読み替えるものとする。

5 第 1 項から第 3 項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項及び第 2 項中「がある場合」とあるのは「(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)がある場合」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 13 条又は第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 7」と、「650,000 円」とあるのは「170,000 円」と、第 3 項中「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 9 第 2 項」と読み替えるものとする。

(保険料に関する申告)

(保険料に関する申告)

第 20 条の 4 略

(特例対象被保険者等に係る届出)

第 20 条の 5 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和 50 年労働省令第 3 号)第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する雇用保険受給資格者証又は同令第 19 条第 3 項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

第 20 条の 5 略

(特例対象被保険者等に係る届出)

第 20 条の 6 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(出産被保険者に関する届出)

第 20 条の 7 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該届出により明らかにすべき事項を公簿等によって確認することができるときは、これを省略させることができる。

(1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

摂津市火災予防条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(変電設備)</p> <p>第 11 条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(3)の 2 <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、<u>建築物等</u>の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の 3～(10) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第 11 条の 2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>雨水等</u>の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5)～(19) 略</p> <p>2 略</p> <p>(蓄電池設備)</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第 11 条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(3)の 2 <u>建築物等</u>の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の 3～(10) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第 11 条の 2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>筐体には、雨水等</u>の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5)～(19) 略</p> <p>2 略</p> <p>(蓄電池設備)</p>

第 13 条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が 4,800 アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあっては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 略

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第 10 条第 4 号、第 11 条第 1 項第 3 号の 2、第 5 号、第 6 号及び第 9 号並びに第 2 項並びに本条第 1 項の規定を準用する。

第 13 条 蓄電池設備(蓄電池容量が 10 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のもの)であって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和 5 年消防庁告示第 7 号)第 2 に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒せず、亀裂を生じず、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 略

3 第 1 項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3 に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第 10 条第 4 号、第 11 条第 1 項第 3 号の 2、第 5 号、第 6 号及び第 9 号並びに第 11 条の 2 第 1 項第 4 号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 略

(1)～(12) 略

(13) 蓄電池設備

(14)・(15) 略

別表第3(第3条～第5条、第7条、第8条、第8条の2、
第18条～第21条関係)

種類	離隔距離(cm)					
	入力	上方	側方	前方	後方	備考
略	略	略	略	略	略	略
不燃以外 開放式 組込型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ、 キャビネット型 こんろ・グリル付	14kW 以下	100	15 注	15	15 注	注：機器 本体上 方の側 方又は 後方の 離隔距 離を示 す。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 略

(1)～(12) 略

(13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14)・(15) 略

別表第3(第3条～第5条、第7条、第8条、第8条の2、
第18条～第21条関係)

種類	離隔距離(cm)					
	入力	上方	側方	前方	後方	備考
略	略	略	略	略	略	略
不燃以外 開放式 組込型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ、 キャビネット型 こんろ・グリル付	14kW 以下	100	15 注	15	15 注	注：機器 本体上 方の側 方又は 後方の 離隔距 離を示 す。

厨房設備	気体燃料		こんろ・グリドル付こんろ						
			据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注	
		不燃 開放式	組込型こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
	据置型レンジ		21kW以下	80	0	—	0		
			使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	

厨房設備	気体燃料		こんろ・グリドル付こんろ						
			据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注	
		不燃 開放式	組込型こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
	据置型レンジ		21kW以下	80	0	—	0		
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの 炭火焼き器	—	100	50	50	50	
不燃		木炭を燃料とするもの 炭火焼き器	—	80	30	—	30		
		使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200		

上記に 分類 されない もの	使用温度が 300℃以上 800℃未満 のもの	—	150	100	200	100	
	使用温度が 300℃未満 のもの	—	100	50	100	50	
略		略	略	略	略	略	略

上記に 分類 されない もの	使用温度が 300℃以上 800℃未満 のもの	—	150	100	200	100	
	使用温度が 300℃未満 のもの	—	100	50	100	50	
略		略	略	略	略	略	略